

令和5年 議案第29号

みよし市指定管理者選定審査会（太陽の広場）委員の選任について

上記の議案を提出する。

令和5年7月28日提出

みよし市教育委員会

教育長 増・岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、社会体育施設である「太陽の広場」の指定管理期間が令和6年3月31日で終了するため、指定管理者選定審議会を設置し、新たに指定管理者を決定するための委員を選任する必要があるからである。

みよし市指定管理者選定審査会 委員名簿（案）

所属	氏名	備考
愛知教育大学准教授	佐 野 真 紀	任期 令和 5（2023）年 8 月 3 日～ 令和 6（2024）年 3 月 31 日
あいち NPO 市民ネットワーク センター理事長	新 谷 千 晶	〃
いきいきクラブみよし連合会 会長	近 藤 義 広	〃
みよし市民生児童委員協議会 会長	久 野 文 仁	〃
みよし市区長会代表	石 川 道 男	〃

○みよし市指定管理者選定審査会（太陽の広場）設置要綱

平成21年4月1日

改正 平成30年7月6日

平成30年7月31日

（趣旨）

第1条 この要綱は、みよし市附属機関の設置に関する条例（平成21年三好町条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、みよし市指定管理者選定審査会（太陽の広場）（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審査会は、次に掲げる事務を処理する。

- （1） みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年三好町条例第35号）別表第1に掲げる太陽の広場の指定管理者となる候補者（以下「指定管理候補者」という。）の募集に関すること。
- （2） 指定管理候補者の選定に関すること。
- （3） その他教育委員会が必要と認めること。

（組織）

第3条 委員は、条例別表に規定する者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から指定管理候補者の選定が完了するまでとする。

- 2 関係機関の役職をもって委嘱された者の任期は、その職にある期間とし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長の指名により定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、委員以外の関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 審査会の事務局は、指定管理者選定審査会（太陽の広場）担当課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月6日）

この要綱は、平成30年7月6日から施行する。

附 則（平成30年7月31日）

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。